

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、磐田市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

静 岡 県

上 記 代 表 者 静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類

磐田都市計画用途地域

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課